

就業規則等作成委託事業 申請概要

板橋区内の中小事業者が、社会保険労務士に委託して自社の就業規則等を新規作成または改定する場合、委託費用の一部を公社が負担いたします。

- 申請期間：令和2年4月1日から令和2年12月末頃まで
予定件数に達し次第、終了いたします。
※ 1月以降のお申込みについては、ご相談ください。年度内に事業を終了できない場合がございます。
- 対象経費：事業所の就業規則等作成を社会保険労務士に委託する費用
ただし、東京都社会保険労務士会板橋支部の所属会員に限ります。
(ご希望の社労士がいる場合は事前にご相談ください。)
- 負担金額：対象経費の1/2以内(千円未満切り捨て)を公社が負担します。
ただし、上限額11万円までとなります。
- 申請対象：区内で事業を行う中小企業または個人事業主
就業規則の作成について公社の専門家派遣相談を実施した事業者
※ 中小企業基本法で定める中小企業となります。財団・社団法人、NPO法人、組合などは対象外となります。
- 申請手順：申請書を公社担当者あてにご提出ください(郵送または持参)
併せて納税証明書をご提出ください(法人事業税と法人住民税、個人の場合は個人事業税と住民税の納税証明書。直近の年度のもの。写し可)。
公社が選任した担当社労士から直接ご担当者様に連絡が入ります。
社労士から提出される見積書に基づいて、公社からご負担額の請求書をお送りいたします。指定期日までにお振込みください。
- 事業日程：社労士による事前相談が必須となります。その上で、助言内容に従い就業規則等の作成に取り掛かります。完成した就業規則の届出は、事業者様で行っていただきますが、申請方法などについては事前に助言いたします。

・お問合せ・お申込み・

公益財団法人 板橋区産業振興公社 経営支援グループ

☎ 03(3579)2175 FAX 03(3963)6441

Eメール：ispc@itabashi.or.jp